

東彼杵町地域防災計画書

(地震対策計画)

令和8年6月

東彼杵町防災会議

目 次

第1節 総論

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 計画の性格 | 1 |
| 3. 地震の想定 | 1 |
| 4. 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱 | 2 |

第2節 地震災害予防計画

| | |
|----------------------|----|
| 1. 防災まちづくり計画 | 4 |
| 2. 観測、調査研究の推進 | 5 |
| 3. 防災思想の普及 | 〃 |
| 4. 自主防災活動 | 6 |
| 5. 地震防災訓練の実施 | 7 |
| 6. 地震防災予防対策の推進 | 〃 |
| 7. 防災業務施設の整備 | 8 |
| 8. 避難地、避難路の整備 | 9 |
| 9. 緊急輸送路の整備 | 〃 |
| 10. 防災上重要な建物の整備 | 〃 |
| 11. 応急救助等における防災体制の整備 | 10 |
| 12. 災害の防止事業 | 11 |

第3節 地震災害応急対策

| | |
|----------------------|----|
| 1. 防災関係機関の活動 | 11 |
| 2. 情報活動 | 15 |
| 3. 広報活動 | 18 |
| 4. 自主防災活動 | 19 |
| 5. 緊急輸送活動 | 〃 |
| 6. 自衛隊の支援 | 20 |
| 7. 広報応援活動 | 22 |
| 8. 災害の拡大防止活動 | 〃 |
| 9. 避難活動 | 25 |
| 10. 社会秩序を維持する活動 | 27 |
| 11. 交通の確保対策 | 〃 |
| 12. 地域への救援活動 | 29 |
| 13. 応急教育活動 | 32 |
| 14. 福祉に対する対策 | 33 |
| 15. 町有施設及び設備等の対策 | 34 |
| 16. 防災関係機関の講ずる災害応急対策 | 35 |
| 17. 自発的支援の受入れ | 36 |

第4節 地震災害復旧計画

| | |
|---------------|----|
| 1. 被災者の生活確保 | 37 |
| 2. 失業回復等の資金確保 | 〃 |
| 3. 義援金の配分 | 38 |

第1章 地震対策計画

第1節 総論

1. 目的

この計画は、地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、東彼杵町の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格

(1) 東彼杵町地域防災計画は、防災関係機関が処理しなければならない町の地域に係る防災に関する事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、風水害等一般の被害を対象とした「基本計画」と地震災害を対象とした「地震対策計画」の両計画をもって構成する。

(2) 計画の構成

地震対策計画の構成は次の4節による。

- ①第1節 総論 計画の趣旨、地震想定及び防災関係機関の業務、大綱等、計画の基本となるもの。
- ②第2節 地震災害予防計画 平常時における震災対策とする。
- ③第3節 地震災害応急対策 地震災害発生時における震災対策とする。
- ④第4節 地震災害復旧計画 地震災害発生後における復旧対策とする。

3. 地震の想定

長崎県では、平成17年度において、「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」及び「長崎県地震発生想定検討委員会」を設置し、県内被害を及ぼす活断層の選定、震度、被災範囲、津波の発生の可能性、地震時の物的、人的被害及び地震等防災上の課題について検討が行われた。

その結果によると、東彼杵町の地域における最大震度は震度6と想定されており、本地震対策計画における想定震度として、震度階級6を目標とする。

◎長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成17年9月12日設置）

委員長 高橋和雄 長崎大学工学部教授

◎長崎県地震発生想定検討委員会（平成17年4月27日設置）

委員長 清水 洋 九州大学大学院理学研究員付属地震火山観測研究センター長・教授

4. 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

東彼杵町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、町は指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び他の地方公共団体並びに防災上重要な施設の管理等の協力を得て防災活動を実施する。

防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 町の基本業務

- ①地震防災に関する組織の整備
- ②自主防災組織の育成指導
- ③防災思想の普及等町民の地震対策促進
- ④防災訓練の実施
- ⑤地震防災における施設等の緊急整備
- ⑥災害予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む）の収集伝達
- ⑦災害広報
- ⑧避難指示に関する事項
- ⑨水防その他の応急措置
- ⑩被災者の救助
- ⑪災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- ⑫消防活動及び浸水対策活動
- ⑬被災児童生徒等に対する応急の教育
- ⑭公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置
- ⑮農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- ⑯消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備
- ⑰公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧
- ⑱その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

(2) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者の業務

| 機 関 名 | 所 掌 事 務 |
|-------------------------|--|
| 長 崎 県 県 北 振 興 局 | (1) 災害時における県管理の道路等の応急対策に関すること (2) 海岸保全施設の被害調査及び災害復旧に関すること |
| 長崎県東彼・北松福祉事務所 | (1) 被災者の福祉行政等に関すること |
| 長 崎 県 県 央 保 健 所 | (1) 災害時における保健衛生指導に関すること |
| 川 棚 警 察 署 | (1) 災害時における治安、交通、通信及び避難情報に関すること |
| 国 土 交 通 省 佐世保国道維持出張所 | (1) 災害時における国管理の道路等の応急対策に関すること |
| 彼 杵 郵 便 局 | (1) 災害時における郵便業務の確保並びに災害特別 |

| | |
|--|--|
| 千 綿 郵 便 局 | <p>事務の取扱いの実施に関する事</p> <p>(2) 被災郵便業務施設の災害復旧に関する事</p> <p>(3) 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱資金の貸し出しに関する事</p> |
| 長 崎 地 方 気 象 台 | <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。</p> <p>(2) 気象、発生した断層運動による地震動、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p> |
| 九州電力送配電(株)大村配電事業所 | <p>(1) 災害時における電力供給の確保に関する事</p> <p>(2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事</p> <p>(3) 電力施設の災害予防措置に関する事</p> |
| N T T 西 日 本 長 崎 支 店 | <p>(1) 電気通信施設の整備と防災管理に関する事</p> <p>(2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事</p> <p>(3) 被災施設の調査と災害復旧に関する事</p> |
| 長 崎 川 棚 医 療 セ ン タ ー | <p>(1) 災害時における医療、救護に関する事</p> <p>(2) 救護所の設置に関する事</p> |
| 長 崎 新 聞 東 彼 支 局 | <p>(1) 災害状況及び災害対策の報道に関する事</p> |
| 自 衛 隊 大 村 駐 屯 地 | <p>(1) 人命の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開に関する事</p> <p>(2) 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援に関する事</p> |
| 東 彼 杵 町 社 会 福 祉 協 議 会 | <p>(1) 町が行う避難及び応急対策への協力に関する事</p> <p>(2) 被災者の保護及び救援物資の支援に関する事</p> |
| 東 彼 商 工 会 | <p>(1) 被災者への融資の斡旋に関する事</p> <p>(2) 災害時における物資の需要調整に関する事</p> |
| 大 村 湾 漁 業 協 同 組 合 | <p>(1) 被災者への融資の斡旋に関する事</p> <p>(2) 災害時における海上輸送荷役に関する事</p> |
| 長 崎 県 央 農 協 東 那 岐 支 店 長 崎 県 北 部 農 業 共 済 組 合 大 東 支 所 東 彼 杵 郡 森 林 組 合 | <p>(1) 災害情報等の伝達及び共同利用施設の災害対策に関する事</p> <p>(2) 被災者への融資の斡旋に関する事</p> <p>(3) 生産資材及び生活資材の確保に関する事</p> |
| 九 州 農 政 局 | <p>(1) 被害状況の把握・報告に関する事</p> <p>(2) 応急用食料の調達・供給に関する事</p> <p>(3) 一般食料の安定供給対策に関する事</p> <p>(4) 農地・農業施設等の災害復旧事業に関する事</p> <p>(5) 災害に強い国土と農業基盤の整備に関する事</p> |
| 十八親和銀行彼杵支店・東彼杵支店 | <p>(1) 被災者への融資の斡旋に関する事</p> |

| | |
|------------|---|
| 医療施設の管理者 | (1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施に関する こと (2) 災害時における病人、負傷者等の治療及び収容 に関すること (3) 避難時における入院患者等の保護及び指導 |
| 社会福祉施設の管理者 | (1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施に関する こと (2) 災害時における負傷者等の収容に関すること (3) 避難時における収容員の保護及び誘導に関する こと |
| 学校法人 | (1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施に関する こと (2) 災害時における負傷者等の収容に関すること (3) 避難時における収容員の保護及び誘導に関する こと |

第2節 地震災害予防計画

1. 防災まちづくり計画

東彼杵町における地域の特性に配慮しながら、「地震に強いまちづくり」を行っていくものである。

(1) 耐震性の確保

- ① 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- ② 耐震設計における基本的な考え方
 - ・ 供用期間中に発生する可能性がある一般的な地震に対して機能に重大な支障を起こさない。
 - ・ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- ③ 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- ④ 主要な鉄道、道路、港湾等の基本的な交通・通信の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

(2) 町土保全事業の充実

- ① 地震に強い町土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

(3) 地震に強いまちづくり

- ① 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保するものとする。
- ② 老朽木造住宅密集地等、防災上危険な地区の解消を図る。
- ③ 道路、公園等の都市基盤施設の整備と共に医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により地域の防災活動拠点として機能する防災安全区の整備を推進する。

(4) 建築物等の安全化

- ① 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設について耐震性の確保及び不燃化に努める。

- ② 薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保に努めるとともに、緩衝地帯の整備等を図る。
- ③建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図る。

2. 観測、調査研究の推進

(1) 震度情報ネットワークシステム

県において、県下全市町に地震計（強震計、計測震度計）を設置し、地震情報を瞬時に収集し、有事即応体制を整備する。

地震情報については、市町から県へ防災行政無線を介して配信し、県からNTT回線を介して消防庁へ送信する。

地震計の設置箇所は、役場敷地内とする。

(2) 危険箇所の調査

平素からの町内の地盤、地質及び道路、橋梁、主要建築物の構造等について実態を把握する他、人的被害が多発する恐れのある建築物、石油、ガス等の各種危険物の保管場所、地下埋設物の設置場所等については、これらの実態、特にそれぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況を把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備するものとする。

3. 防災思想の普及

地震による被害を最小限にとどめるため、町民及び各組織等を対象に、地震に関する知識と防災対応について啓発指導する。

(1) 町民への教育

町は、地震発生時、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発指導する。

- ・地震に関する基礎知識
- ・地震発生時の行動指針等の応急対策
- ・災害危険区域等に関する知識
- ・避難地、避難路、その他避難対策等に関する知識
- ・住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備
- ・応急手当等看護に関する知識

(2) 町職員に対する教育

町職員として、行政を進めるうえで積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行う。

- ・地震に関する基礎知識
- ・地震が発生した場合に職員が具体的に取るべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）
- ・地震対策の課題その他必要な事項

(3) 児童生徒に対する教育

町教育委員会は、児童生徒に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事、その他教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。

(4) 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項について広報を行う。

(5) 企業

災害時における企業の果たすべき役割を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、企業内防災体制の整備を行う。

4. 自主防災活動

(1) 自主防災組織の役割

住民が広く自主防災組織を作り、平常時の活動を通じて地震発生時に有功適切な活動が行われるようにしておくことが地域の防災対策上重要であり、自主防災組織の組織化並びに活性化に積極的に取り組む必要がある。

① 平常時から実施する事項

- ・地震防災に関する知識の普及
- ・地域における災害危険個所の把握及び危険度の理解
- ・地域における防災の話し合い
- ・災害時における避難地、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- ・石油ストーブ、ガス器具等について耐震自動消火装置等火災予防措置の実施
- ・家屋の補強及びブロック塀等の転倒防止
- ・家具その他落下倒壊危険物の対策
- ・飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄

② 地震発生時に実施する事項

- ・地震・津波情報の正確な把握
- ・飲料水、食料、燃料他、非常持出品の準備
- ・火災予防措置及び初期消火の実施
- ・負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ・初期の救出、救助
- ・適切な避難
- ・自力による生活手段の確保
- ・地域の避難所の開設・運営の支援

③ 自主防災組織の組織化

自治会を単位とした自主防災組織の結成を働きかけるとともに育成していく。

④ 自主防災組織の活動

- ・防災知識の学習

正しい防災知識を一人一人が持つように研修会、防災訓練等あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、地震の知識、地震情報の内容、平常時の防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

- ・防災点検の実施

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また防災活動用の資器材の整備及び点検を定期的に行う。

- ・防災訓練の実施

総合的防災訓練・地域防災訓練・その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、ほかの地域の自主防災組織、職域の防災組織、町等と有機的な連携をとるものとする。

◎情報の収集及び伝達訓練

◎出火防止及び初期消火の訓練

◎避難訓練

◎救出及び救護の訓練

◎炊き出しの訓練

・地域内の他組織等との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織との連携を密にし、総合的な自主防災組織の推進に努めるものとする。

(2) 事業所等の自主防災活動

事業所においては、自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて概ね次のものについて行うものとする。

・防災訓練

・従業員等の防災教育

・情報の収集及び伝達体制の確立

・火災その他災害予防対策

・応急救護等

・飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(3) 町の助成指導

町は、自主防災組織づくりを積極的に推進するとともに、自主防災に関する認識を深めるため定期的に研修会等を開催する。

また、組織の充実を図るため、補助事業や助成制度を有効に活用する。

5. 地震防災訓練の実施

町は、総合訓練または各種の防災訓練を県、他の市町、防災関係機関、民間企業並びに住民等と共同して、または単独で実施する。

訓練の内容は、通信、避難、警備、救出、救助、水防、消防その他必要な訓練とする。

また、防災機関は、相互に連絡をとり協力しながら、それぞれの機関で定めた地震等災害に関わる防災業務計画に基づき訓練を実施するものとする。学校、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル等にあつては、特に避難についての施設を整備し訓練を実施する。

6. 地震災害予防対策の推進

(1) 火災の予防対策

地震にともなう火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いため、出火防止・延焼防止等、火災予防対策の実施、指導の徹底に努める。

特に、家庭における火災予防対策として、消火器具や消火用水の備えつけの推進と適正な器具の取扱方法の指導に努める。

また、家庭内の次のような出火危険物について適正な使用方法の指導を行う。

①石油ストーブ

耐震自動遮断装置付石油ストーブの使用の徹底を図る。

②家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

③プロパンガス消費施設

プロパンガスボンベについて、鎖等により転倒防止装置の実施を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

④その他出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な装置を講ずるよう指導する。

⑤不特定多数の者が出入りする施設

不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

(2) 建築物等の耐震対策

① 木造建築物

・新築建築物

建築主及び建築士会等関係団体に対し、耐震構造設計指針に基づく設計を行うよう指導する。

建築主は、軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずるよう努める。

・既存建築物

町民が自宅の耐震性を診断し、補強を行うよう「木造住宅の耐震診断基準及び改修設計指針」等により啓発活動を行う。

自主防災組織活動等と連携して説明会等を実施し、耐震補強等を促進する。

② 鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物

・新築建築物

県の耐震設計指針をもとに耐震性の向上を指導する。

・既存建築物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等により、耐震診断及び耐震補強を促進する。

③ コンピューターの安全対策

町は、自ら所有するコンピューターシステムについて各種安全対策基準に基づき対策を推進する。

④ 家具等の転倒防止

タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、「家具の地震対策」等、町民へ啓蒙・指導に努める。

(3) 防災不燃化促進対策

町は、地震火災から町民の生命を守るため、建築物の不燃化を推進する。

7. 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備

地震発生時に予想される火災から生命・財産を守るため、消防ポンプ自動車等の消防用機械・施設等の整備を図る。

・整備の水準

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプ等を整備する。

また、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水利等自然水利の活用、水泳プール、溜池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

(2) 通信施設の整備

地震発生時に予想される通信・連絡手段の途絶に対処するため、防災関係機関の情報収集、伝達を円滑に実施するため必要な無線・通信施設の整備・拡充を図る。

8. 避難地、避難路の整備

(1) 避難地の整備

地震に伴う各種被害が発生した場合に住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象にその管理者の同意を得たうえで避難地としての指定を行う。

避難地の指定にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努めるものとする。

- ① 避難場所としての適格性の判断は、本町における予想震度に対する耐震性を考慮するものとする。また必要に応じ、大震災で予想される大火輻射熱を考慮するものとする。
- ② 指定避難所、指定緊急避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。
- ③ 避難地の割当は、地区単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横段して避難することを避けるものとし、要避難人口は昼間人口も考慮したものとする。
- ④ 地域防災計画に指定避難所として位置付けられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。
- ⑤ 各避難場所には給水施設、仮設トイレ、通信機器等、避難の実施に必要な施設、設備の整備に努めるものとする。
- ⑥ 指定避難場またはその近傍で食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し道具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- ⑦ 補助や介護を要し一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた福祉避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。

(2) 避難路の整備

被災者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識設置等、避難路の整備に努める。

また、高齢者、障害者、その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

避難路の指定にあたっては、次の事項を基本とする。

- ① 同一避難場所への道路は最小限とする。
- ② 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- ③ 避難道路沿いには、高圧ガス等の危険物がないこととする。

9. 緊急輸送路の整備

(1) 緊急輸送道路、漁港・港湾施設の整備

緊急輸送路として、国道34号線及び国道205号線、長崎自動車道を指定し、人員・物資の輸送に支障のないよう国・県に整備を要請していく。

また、海路による人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために漁港並びに港湾施設の耐震岸壁の整備に努めるものとする。

10. 防災上重要な建物の整備

災害対策は、迅速かつ適正な情報伝達、適切な行動への支持及び安全な避難場所の確保が要求されることから、これらの活動を円滑に進めるための施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めるものとする。

(1) 医療救護施設

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を推進する。

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設の収容者等を地震災害から守るため、木造建築物については、耐震建築物への改築、鉄筋建築物等については耐震診断の結果により、改築・補強等の整備促進を図る。

(3) 学校施設

児童生徒の生命の安全確保を図るとともに、必要に応じて、改築・補強等の整備促進を図る。

1 1. 応急救助等における防災体制の整備

(1) 防災体制の整備

町は、長崎県北振興局管内や佐賀県嬉野市の市町との消防相互応援協定の締結、応急仮設住宅建築用地の把握、救助物資の備蓄または物資供給に係る関係業者との協定の締結等により、災害発生時に応急救助が迅速かつ適正に実施されるよう防災体制の整備に努める。

(2) 災害時の緊急物資調達計画の整備

①町は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄又は調達体制を整備し、それらの供給計画を定めておくものとする。

②備蓄にあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または、避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備を図ることとする。

③物資の備蓄倉庫にあっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていくものとする。備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとし、避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、危険性の分散や災害発生時の迅速な対応を図るものとする。

また、個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収容するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておくものとする。

④町は、自己の所有する物資の備蓄状況について常に把握しておくとともに、平素から他市町とも情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておくものとする。

(3) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

県、町は県・町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と町災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。

12. 災害の防止事業

(1) 山崩れ・地滑り等の防止

地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、震災による災害が発生し、避難路、緊急輸送路及び人家等に大きな被害が予想される等、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険な溜池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の耐震補強及び附帯構造物の新設・改修を行う。

(2) 津波による災害の防止

津波による被害に対処するため、河川・海岸・港湾・漁港施設等の整備を図る。

人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・漁港において、堤防等の施設高が、予想される津波に対応できるように堤防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等を実施する。

第3節 地震災害応急対策

地震災害応急対策計画は、地震発生に際して、その機能を有効・適切に発揮し、町民の安全を守り、被災者の救護を図ることを目的とする。

1. 防災関係機関の活動

各機関は、町内において地震が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、各防災関係機関はその組織及び機能の総力を挙げて災害復旧活動を実施するものとする。

(1) 町

町は、町内に地震災害が発生し、または発生する恐れがある場合、その責務を遂行するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき町災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

町災害対策本部が設置される以前、又は設置されない場合における応急対策は、町災害対策本部が設置された場合に準じて処理するものとする。なお、町長不在の際の意思決定手続きについては明確にしておく。

町内に災害救助法が適用されたときは、町長（本部長）は災害救助法に基づく救助事務を実施する。

① 地震発生初期の措置

町内で概ね震度4以上の地震が発生した場合、次の措置を講ずる。

- ・地震及び気象に関する情報の収集
- ・被害状況の把握

② 災害対策本部

- ・設置基準

震度4以上の地震によって町内に災害が発生し、または災害の発生が確実と認められ、若しくは災害が拡大し、総括的、統一的な災害対策が必要と認められるとき、あるいは大村湾内に津波警報（津波・大津波）が発表され町長が必要と認めたとき。

- ・廃止基準

町内に災害発生のおそれが解消したとき。

災害応急対策が概ね完了したとき。

- ・組織編制および事務分掌
基本計画に定めるところに準ずる。
- ・本部の設置及び廃止の伝達・報告
町災害対策本部を設置したときは、各班に伝達するとともに、県災害対策県北地方本部及び関係機関へ報告するものとする。なお、解散したときも同様とする。
- ・本部設置の場所
町災害対策本部は、特別な場合を除き東彼杵町役場に置き、設置予定場所、通信施設等については、常に点検整備をしておくものとする。

③ 職員動員計画

災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は、原則として以下のとおりとし、本部長の指令に基づき、各班長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として臨機応変に動員するものとする。

| 配備区分 | 配備内容 | 配備人員 |
|------|-------------------------------|--------------|
| 第1配備 | 災害に対する応急対策を実施する体制 | 各班員の約1/2 |
| 第2配備 | 町の全機能をあげて防災活動を実施する体制 | 全職員 |
| 特別配備 | 本部長が指定した班をもって編成して、防災活動を実施する体制 | 本部長が必要と認める人員 |

- ・動員系統 別表「系統図」のとおり

・動員の伝達情報

時間内にあつては、庁内放送及び口頭により行う。

勤務時間外の伝達方法は次のとおりとする。

◎一般加入電話、携帯電話等による伝達

各班長等は一般加入電話、携帯電話等により各班員に動員の伝達を行う。

◎防災情報提供システムによる伝達

総務課は防災情報提供システムにより各班員に動員の伝達を行う。

◎職員の自主登庁

職員は、勤務時間外に町内で強い地震（震度4以上）が発生した場合、上記の伝達を受けられないことも予想できるため、自主登庁し、町災害対策本部等の指示を受けるものとする。

・動員の具体的計画

動員を要する各班は、動員の系統、順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

④ 防災会議の開催等

- ・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ東彼杵町防災会議を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、緊急対策の計画作成、災害応急対策の実施、推進等を行う。

- ・召集される防災会議の委員は、災害応急対策に内容に応じて、防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

- ・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ職員を災害対策本部へ派遣する。

⑤ 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施する。

(2) 防災関係機関

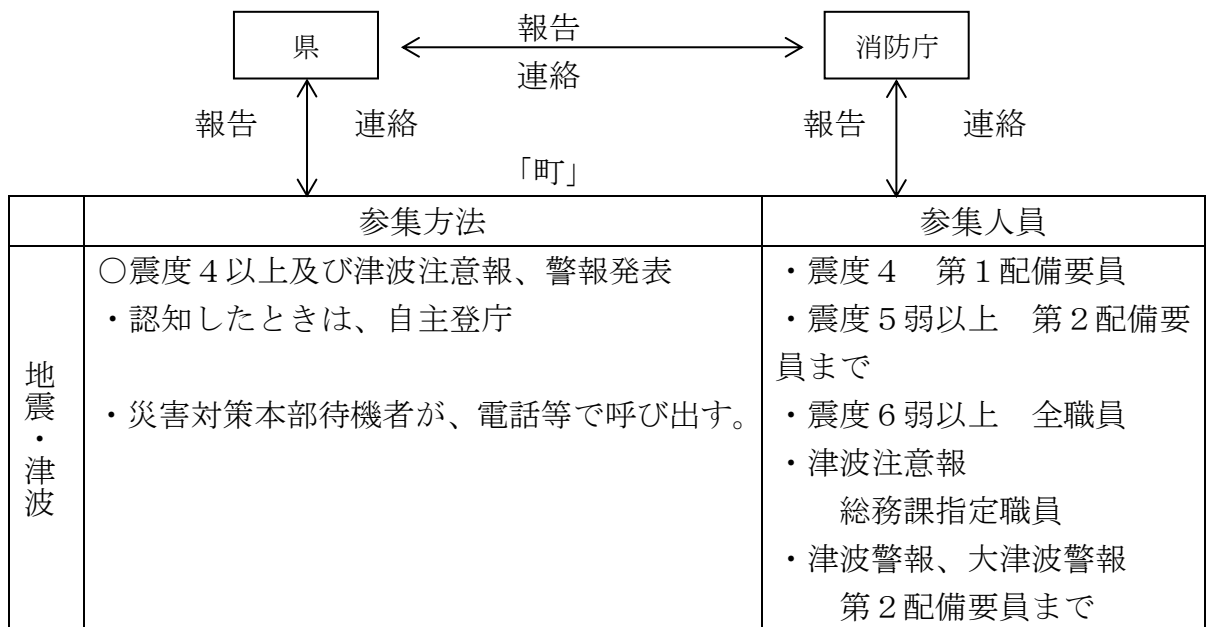
① 組織等の整備

防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

② 職員の派遣

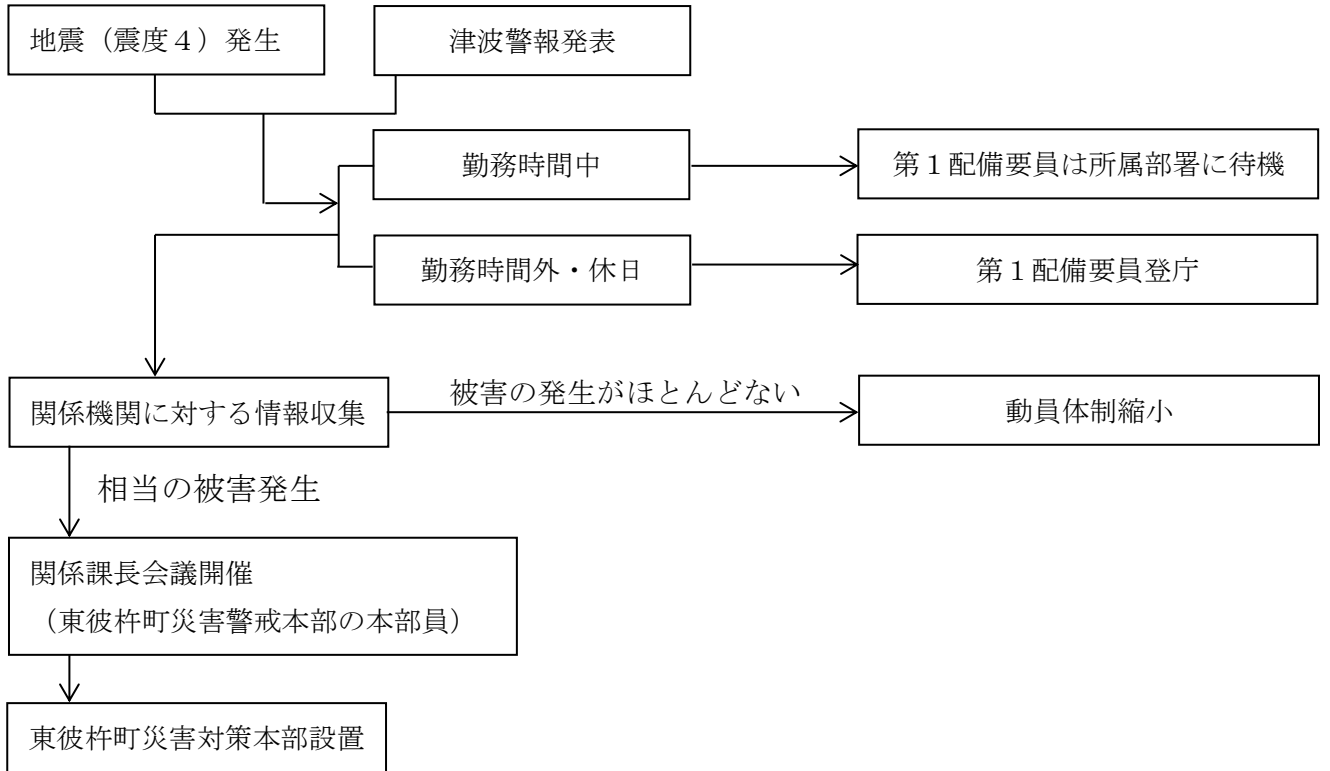
町災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める場合は防災関係機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

災害発生時の初動及び情報伝達体制

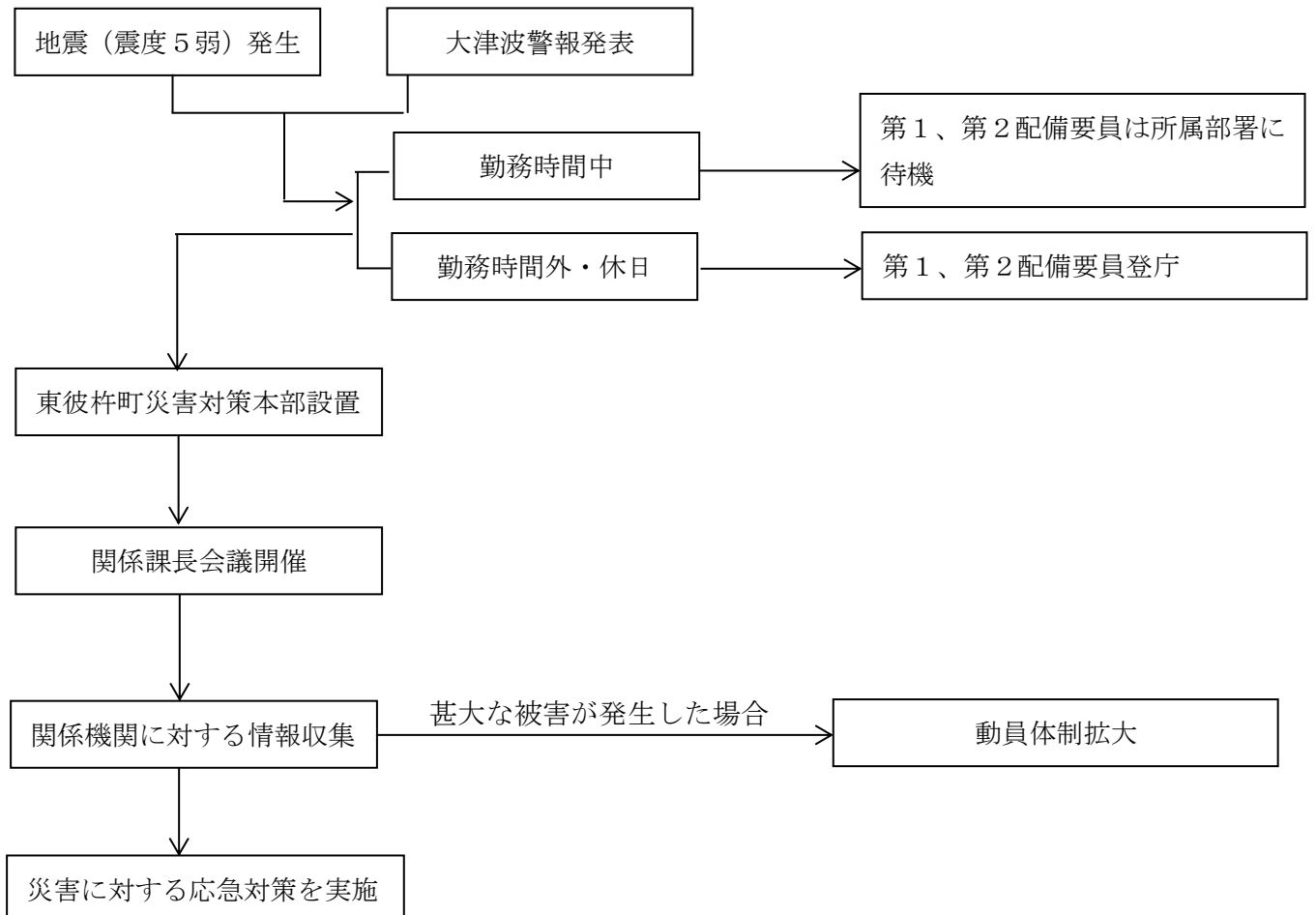


(系統図)

(1)



(2)



2. 情報活動

(1) 基本方針

地震災害における、各種震度情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

情報の収集及び伝達は、町災害対策本部と県災害対策本部との相互間の連絡を基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

①地震情報等の受理、伝達、周知

・県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理は、町災害対策本部において受理する。

・地震情報等は防災無線放送、防災情報提供システム、広報車等を活用して住民等に対して周知徹底を図る。

②被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集、伝達

・収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

◎被害状況

◎避難の指示または警戒区域設定状況

◎生活必需物資の在庫及び供給状況

◎物資の価格、役務の対価動向

◎避難所の設置状況

◎避難生活の状況

◎医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況

◎災害応急対策実施状況

◎観光客等の状況

◎火災の発生状況と延焼拡大状況

◎交通規制等道路交通状況

◎電気、ガス、水道、下水道等生活関連施設の状況

◎自衛隊活動状況

◎避難状況

◎緊急輸送実施状況

◎復旧見込み等

(2) 情報の収集

町災害対策本部は、防災情報提供システム、防災行政無線及び各地区区長（自主防災組織）並びに消防団を通じて情報を収集する。

(3) 情報の伝達手段

情報伝達は、次の手段を活用して行う。

①県防災行政無線

主として町と県間の情報伝達に用いる。

②町防災行政無線・防災情報提供システム

主として町と消防団及び各地区との情報伝達に用いる。

③報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

④広報車の活用

(4) 報告・要請事項の処理

① 国に対する報告及び要請

・国に対する被害状況及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、県（県災害対策本部設置後は県災害対策本部、以下同じ）を通じて行う。

・被害状況等の報告については、町から県災害対策県北地方本部を通し、県から消防庁へ行うことが原則であるが、町が県に対し報告できないような場合は、消防庁へ直接報告するものとする。

なお、町が県と連絡ができるようになった後の報告については、原則に戻り、県に報告するものとする。

② 地震発生直後の情報の収集、連絡

・町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

③ 応急対策活動情報の収集、連絡

・町は、県に応急対策の活動情報、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町に連絡する。

県・町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

④ 災害対策本部に対する報告及び要請

・町災害対策本部は、県災害対策県北地方本部を通じ必要な情報について速やかに県災害対策本部に対し報告し、又は要請するものとする。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

◎緊急要請事項

◎被害状況

◎町の災害応急対策実施状況

・防災関係機関は、必要な情報について速やかに町災害対策本部に対し報告を行うものとする。

報告すべき事項の主なものは次のとおりである。

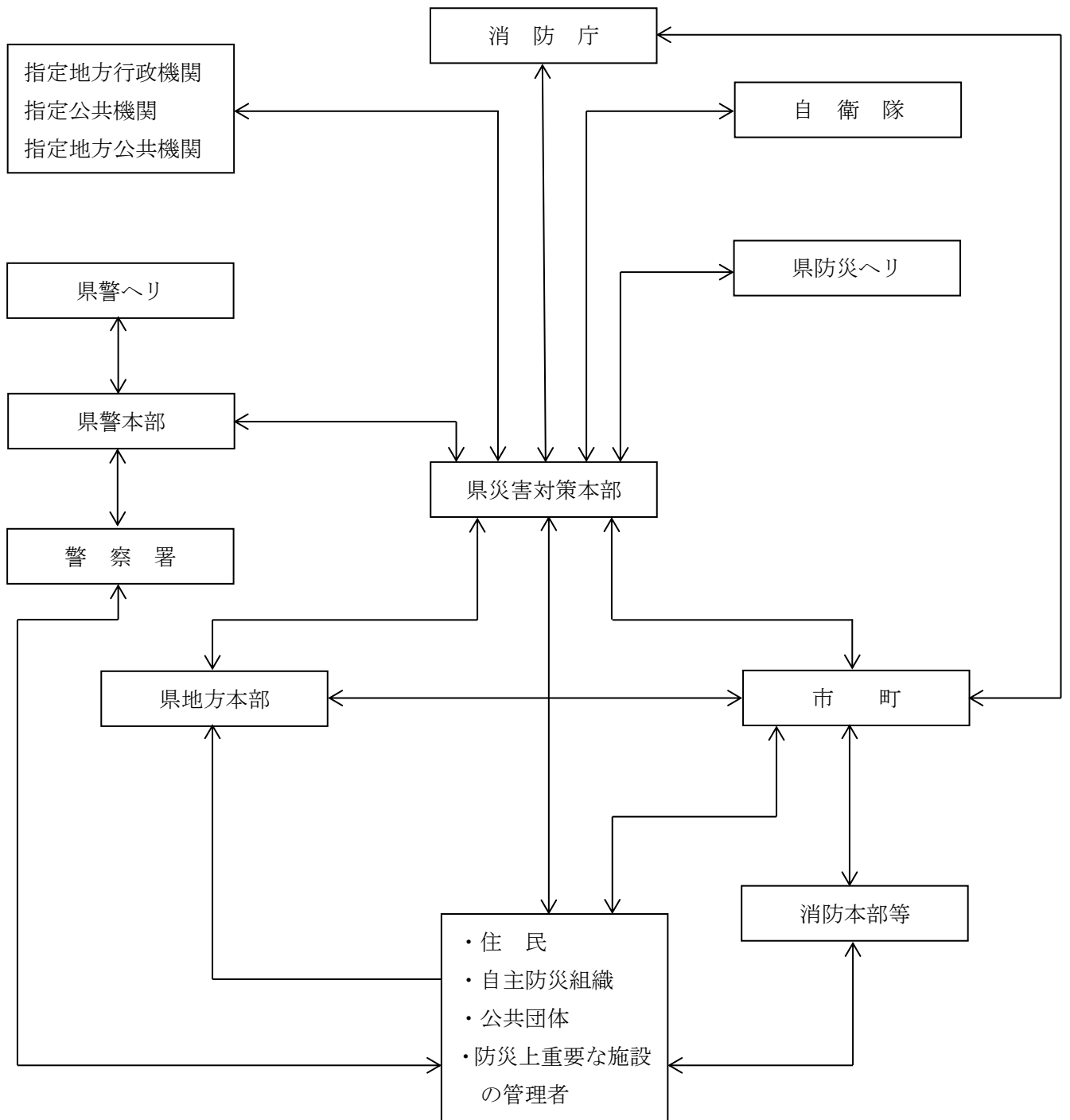
◎緊急要請事項

◎被害状況

◎災害応急対策実施状況

なお、県災害対策本部においては、防災関係機関に対し、必要な措置の要請を行う。

総括的な災害情報等系統図



3. 広報活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報が重要であることから、管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報活動を行う。また、住民からの問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行なえる体制を整備していくものとする。

(1) 広報活動

広報は、以下のとおりの事項等について行うこととするが、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとし、その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

- ①災害対策本部の設置
- ②地震被害に関する事項
- ③余震に関する情報
- ④二次災害の危険性に関する情報
- ⑤津波に関する情報
- ⑥安否に関する情報
- ⑦町及び防災関係機関の応急措置に関する事項
- ⑧避難の指示、避難場所の指示
- ⑨電気、ガス、水道等供給の状況及び下水道の供用の状況
- ⑩防疫に関する事項
- ⑪火災状況
- ⑫医療、給水実施状況
- ⑬道路、河川等の公共施設の被害状況
- ⑭道路、交通等に関する事項
- ⑮一般的な住民生活に関する情報
- ⑯それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- ⑰民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

(2) 広報実施方法

広報の実施にあたっては、あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により、災害の状況を考慮して行うものとする。

- ①防災行政無線、防災情報提供システム等の施設による放送
- ②広報車による広報
- ③報道機関を通じての広報
- ④広報誌の掲示、配布
- ⑤広域避難所への広報班の派遣
- ⑥総合案内所、相談所の開設
- ⑦自主防災組織を通じての連絡

(3) 住民等からの問い合わせに関する対応

必要に応じ、災害発生後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図るものとする。

(4) 住民等による情報の入手方法

住民等は、各人がそれぞれ以下の手段により情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

- ①ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等

- 津波警報、県、町の放送要請事項、地震情報等、交通機関運行状況等
- ②防災行政無線、防災情報提供システム、広報車
町内の情報、指示、指導等
 - ③自主防災組織（地区）を通じての連絡
主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
 - ④サイレン
津波警報、火災の発生の通報

4. 自主防災活動

住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、地域における自主防災組織においては、次の活動を行う。

- (1) 組織本部の設営
活動拠点として、自主防災活動の本部を設営する。
- (2) 情報の収集・伝達
 - ・町からの地震情報等が正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - ・地震や津波に関する情報等をテレビ、ラジオ等で入手するよう努める。
 - ・応急対策の実施状況について、必要に応じ町へ報告する。
- (3) 初期消火活動
可搬ポンプ、消火器、消火用水等の初期消火機材の点検と準備態勢をとり、初期消火・出火防止に努める。
- (4) 防災用資機材の配備活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- (5) 避難誘導活動
避難所までの誘導を行うが、避難路・避難所については、被災の状況に応じて変更されることも考えられ、地区のリーダー、町と十分に連絡を取り合って、避難誘導に努める。
- (6) 救出救護活動
災害時における病院・医院の緊急体制、町における救護所の設置場所等を確認し、負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動を行う。
- (7) 家庭内対策等
次の事項について、各家庭へ呼びかけ二次災害の防止、出火防止等に努める。
 - ①家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
 - ②落下物の除去
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
 - ③出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を施す。
 - ④備蓄食料・飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。

5. 緊急輸送活動

- (1) 緊急輸送対策の基本方針

町は、地震発生後、緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行うものとし、町内において、食料その他の物資に不足が生じた場合及び本町の区域内で処理できないときは、県災害対策本部に応援又は斡旋の要請をするものとする。

(2) 輸送対象

輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の推進状況に応じて、概ね次のとおりとする。

①第1段階

- ・救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資等
- ・後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

②第2段階

- ・第1段階の続行
- ・食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③第3段階

- ・第2段階の続行
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

(3) 輸送体制の確立

①輸送の方法

- ・陸上輸送
- ・海上輸送
- ・航空輸送

②輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

- ・町有車両の活用
- ・民有車両借り上げ
- ・県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼
- ・燃料等の確保のための関係業界への協力要請

6. 自衛隊の支援

(1) 自衛隊への派遣要請

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水防、救援物資の輸送道路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

① 派遣要請事項

- ・車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- ・避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- ・行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索活動
- ・堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- ・火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- ・道路または水路の確保の措置

- ・救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ・被災者に対する炊飯及び給水支援
- ・救援物資の無償貸与又は譲与
- ・危険物の保安及び除去
- ・その他町長が必要と認める事項

② 災害派遣要請手続き

町長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に次の事項を明示し、知事宛に提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話又は口頭で行い、事後文書により要請することができる。

◎災害の状況及び派遣を必要とする理由

◎派遣を希望する期間

◎派遣区域、活動内容

◎その他参考となる事項

◎宿泊施設の有無及び場所、野営場所の有無、道路及び橋梁の決潰状況、救援のため必要な諸資材の有無及び取得の難易、駐車適地の有無、その他町長は通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

町長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

③ 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

◎大規模な地震が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。

◎大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、町長、警察署長等から災害に関する情報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

◎大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

◎海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。

◎その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

・この場合においても、部隊長はできるかぎり早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

・自主派遣の後に、県知事からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

(2) 地震防災派遣部隊の受け入れ

① 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成するとともに、可能な限りの資機材を準備し、また関係者への協力を求める等、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

② 町は、派遣された自衛隊の宿泊施設又は野営施設等必要な設備を可能な限り準備する。

7. 広域応援活動

(1) 町長は、町内の災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、県に対し次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策に実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする経路
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町長に対する応援要請

町長は、町内の災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、市町間で締結した災害時の応援協定に基づき他の市町長に応援を求めることができる。

(3) 応援要員の受け入れ体制

各機関等からの必要な応援要員が派遣された場合、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関等の要請に応じて可能な限り準備する。

8. 災害の拡大防止活動

(1) 消火活動

地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する可能性が大きく、次の基本方針により消火活動を行う。

① 基本方針

- ・ 町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、災害発生後初期段階においては、出火防止活動及び初期消火活動を行う。
- ・ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- ・ 地震発生数時間後、電気の回復による出火やガス配管の破損による引火等により出火する事例を踏まえ、震災後数日間は、火災警戒を怠らないよう一般への広報に留意する。

② 消防署及び消防団の活動

- ・ 火災発生状況の把握

町長は消防署及び消防団を指揮し、町内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

◎ 延焼火災の状況

◎ 自主防災組織等の活動状況

◎ 消防自動車等の通行可能道路

◎ 消防自動車その他の車両、無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

- ・ 消防活動の留意事項

町長は、地震発生の際の火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

◎ 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消防消火活動を実施し安全地区を確保する。

◎ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。

◎ 危険物の漏洩等により災害が拡大しまたはその恐れがある地区は、住民等の立入り禁止避難誘導等の安全措置をとる。

◎ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

◎ 自主防災組織が実施する消火活動との連携・指導に努める。

③ 事業所

事業所においては、地震発生時において、次の措置を講ずることとする。

- ・火災予防措置
火気の消火及びガス、石油類等の供給の遮断の確認及び、石油類、毒類、劇物の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- ・火災が発生した場合の措置
自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行うとともに必要に応じて従業員等の避難誘導を行う。
- ・災害拡大防止措置
ガス、石油類、毒類、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。
◎周辺地域の居住者に対して避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。
◎警察、最寄りの防災機関へかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
◎立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

④ 自主防災組織等の活動

- ・各家庭におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施し、その点検、確認を行う。
- ・火災が発生したときは消火器、消火栓等を活用し初期の消火活動に努める。
- ・消防署、消防団が到着した時は、その指揮に従う。

⑤ 町民の活動

- ・火気の遮断
使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともにガスボンベのバルブ、石油類のタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ・初期消火活動
火災が発生した場合は、消火器、汲みおき水等で消火活動を行う。

(2) 水防活動

地震による津波及び洪水に対する水防活動を行うものとする。

① 水防管理者及び水防管理団体の活動

- ・地震による津波及び洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められるとき水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。
なお、呼びかけを行った旨を警察署長に通知する。
- ・水防管理者、消防団長または消防機関の長は水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い被害が拡大しないように努める。
- ・河川、溜池等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

② 水防活動の応援要請

- ・水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。
◎水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。
◎水防管理者は、必要があれば町長に対し応援を求める。
- ・町長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣または警察官の出動を県に要請する。
◎応援を必要とする理由
◎応援を必要とする人員、資機材等
◎応援を必要とする場所
◎その他応援に関し必要な事項

(3) 人命の救出、救急活動

震災のため、倒壊家屋の下敷きになる等、生命身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者に対し、捜索または救助、救急活動を行い、その者の保護を図る。

① 救助、救急活動の実施者

原則として町、消防機関、警察機関、海上保安部が実施するものとするが、初期の活動にあつては、住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うものとする。

② 救助、救急活動の対象者

対象者は概ね次の状態にある者とする。

- ・火災の際に火中に取り残された者
- ・地震または地震にともなう山崩れ等のため、倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ・流出家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合
- ・山津波等で生き埋めになったような場合
- ・災害のため生死不明の状態にあるもので、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、または生存が明らかでないもの
- ・地震津波等の災害により海上または沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合

(4) 被災建築物に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

①町は被害建築物等の危険度の把握を行うとともに必要な措置を講ずる。

②町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認する。

(5) 二次災害の防止

余震または降雨等による水害、土砂災害、建築物や構造物等の倒壊に備え、二次災害防止策を講じることとする。

なお、災害発生の恐れがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

① 町は、二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

② 町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

③ 石油、ガス等の危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。

また、爆発のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

④ 町及び事業者は、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

⑤ 警察は、二次災害の危険箇所等を把握するため、調査班を編成し住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また把握した二次災害危険箇所等については、町災害対策本部に伝達し、避難指示等の発令を促すものとする。

9. 避難活動

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。

(1) 避難指示誘導

地震発生時、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予想される場合、ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予想される場合、または崖崩れ、津波等が発生し、余震あるいは降雨等により、二次的な水害や土砂災害等の危険が予想される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、住民に対して避難のための指示を行う。

① 実施者

町内の地域に危険が切迫した場合には、町長は地域の避難先を定めて避難のための指示を行う。

この場合、町長は直ちに知事に報告するものとする。

② 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

- ・ 要避難地域
- ・ 避難先
- ・ 避難理由
- ・ 避難経路
- ・ 避難時の注意事項

(2) 警戒区域の設定

地震災害時、または津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合、警戒区域を設定する。

① 実施者

町長、警察官または海上保安官とし、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む）が、現場にいないときは、または町長から要請があったときは警察官または海上保安官が警戒区域を設定する。

② 規則の内容及び実施方法

町長、警察官または海上保安官は警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講じる。

町長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

(3) 避難方法

① 第1次避難

災害が事前に予想されるときは、あらかじめ障害者、病弱者、高齢者、幼児、女性を優先的に避難させるものとする。

② 第2次避難

災害が発生した場合または事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

- ・ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先または指定緊急避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。
- ・ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。
- ・ 避難に際しては関係警察機関とも密接な連絡を取って行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

(4) 避難所の収容者

- ① 避難命令が発せられた場合または緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者。
- ② 住家が災害により全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

- ① 町は、避難が行われるときは直ちに指定緊急避難場所を開設するとともに、速やかに被災者に周知する。また、必要により公営住宅、体育館、公民館等の施設を確保する。
- ② 町が指定緊急避難場所及び指定避難所を開設したときは、速やかに県本部に連絡するとともに、災害の規模等により必要があるときは、野外収容施設の設置を本部に依頼する。

(6) 避難所の運営

- ① 町は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握する。
- ② 町は、それぞれの避難所ごとに避難所責任者を決めるとともに、災害対策本部に避難所の現状、ニーズや課題を一元的に把握し、迅速に必要な対応ができる本部機能を設ける。
また、避難所責任者は、本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の支給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。
- ③ 町は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。
- ④ 避難所の運営は、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもと、関係者が連携して運営体制を整備して行う。
運営方針の決定に女性の参画を促進し、男女両性のニーズを的確に反映した運営を行う。
- ⑤ 町は、自主防災組織、自治会や施設管理者等の協力を得た避難所の開設・運営に係る準備組織の結成等、災害発生時に迅速かつ円滑に避難所の開設ができる体制をあらかじめ整備するよう努める。
- ⑥ 町は、避難所の円滑な開設・運営のための避難所運営マニュアルの策定に努める。

(7) 避難所における生活環境の確保

災害発生後一定の時間が経過し、避難所が生活の場としての性格が強くなる段階では、町は、以下のような点に配慮して避難所における生活環境を確保する。

- ① テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- ② 暑さ・寒さ対策、空気の汚染対策、一定の居室・就寝スペースの確保、プライバシーの確保等に配慮した設計・運営を行う。
- ③ 睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等については男女別の配慮を行い、安全性、利便性の確保を図るとともに、乳幼児の授乳スペース、女性専用の物干し場等、女性や子育てに配慮した避難所の設計や運営を行う。
- ④ 避難の長期化に際しては、仮設風呂・シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の設置、健康・栄養状態に配慮した食事内容や季節に応じた衣類等のニーズの変化への対応等について配慮するよう努める。
- ⑤ 在宅、車上避難等避難場所以外の場所への避難者にも食料・物資等の提供、情報の提供、移送等必要な支援が受けられるように必要な措置を講じる。

10. 社会秩序を維持する活動

(1) 住民に対する呼びかけ

町長は、流言飛語をはじめ各種の混乱が発生しまたは混乱が発生する恐れがある時は、速やかに地域住民の取るべき措置等について呼びかけを行うものとする。

(2) 県に対する要請

町長は、地域の社会秩序を維持するため、必要と認めた時は、県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

11. 交通の確保対策

(1) 陸上交通の確保

① 陸上交通確保の基本方針

- ・ 県公安委員会は、緊急輸送路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- ・ 県公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- ・ 道路管理者は、道路の損壊、決壊、その他事由により交通が危険であると認められる場合は区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- ・ 県公安委員会及び道路管理者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- ・ 道路管理者は、緊急輸送路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

② 交通規制の実施

- ・ 第1段階（車両の緊急停車措置）
 - ◎地震が発生したときは、警察官は直ちに走行中のすべての車両を道路左側に寄せ停車させる。停車に当たってはできる限りトンネル、橋梁を避け、道路の中央部は避難又は緊急輸送の要に当てるよう配慮する。
 - ◎警察官は、緊急停車させた車両に対し必要な指示を行う。
- ・ 第2段階（緊急輸送路の確保）
 - ◎知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。この場合、県警察は県下主要交差点等を中心とする交通要所に警察官を配置し交通整理、指導広報を行う。
 - ◎県公安委員会は、緊急輸送路の各流入部において、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止する。
- ・ 交通規制実施後の広報
 - ◎県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

③ 道路交通確保の措置

- ・ 道路交通確保の実施体制
 - ◎道路管理者、県公安委員会は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
- ・ 道路施設の復旧
 - ◎道路管理者は、建築業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
- ・ 交通安全施設の復旧
 - ◎県公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全の応急復旧を行う。

- ・ 障害物除去等の優先順位は原則として次によるものとする。
 - ◎発生時、応急の緊急輸送路に選定された道路
 - ◎その他一般道路
- ・ 除去障害物の処分
 - ◎除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空き地、民間の土地所有者に対する協力依頼によって確保した空き地及び駐車場に処分する。また、適当な処分地がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
- ④ 緊急車両の確認等
 - ・ 緊急車両の確認は、災害対策基本法第50条第1項にかかげる災害応急対策に従事する車両について行う。
 - ・ 緊急輸送車両の確認事務手続き
 - ◎車両の使用者は知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるものとする。
 - ◎上記により確認したときは、知事または公安委員会、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第3条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。
 - ◎交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に標示するものとする。
 - ◎確認については、確認事務処理要領に基づき行うものとする。
- ⑤ 鉄道確保の措置

崩土、線路の流出陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

(2) 海上交通の確保

- ① 情報の収集

町は、県、海上保安部、自衛隊、漁業協同組合等の協力を得て、海岸施設、港湾施設等の被害状況及び港内の状況等について情報の収集を行う。
- ② 海上交通の規制
 - ・ 海上保安部は、海難船舶、危険物の流失域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。
 - ・ 海上保安部は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害になる場合は、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。
 - ・ 海上保安部は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。
- ③ 海上交通確保の措置
 - ・ 海上交通の調整

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。
 - ・ 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。
 - ・ 海上自衛隊及び海上保安部等に対する支援要請

海上交通の確保に必要な措置の実施について、海上自衛隊及び海上保安部等に派遣を要請する場合は、知事に要請を依頼する。
 - ・ 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ検測を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。
 - ・ 海上保安部は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

12. 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした被災者に対して、食料その他の生活必需品、飲料水及び燃料の供給、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、死体捜索並びに応急住宅の確保等を行う。

(1) 食料・生活必需品の確保

- ① 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者とする。

これによって調達できない時は、他の緊急物資保有者から調達する。町長は、必要に応じて次の事項を示し、県に調達又は斡旋を要請する。

- ・ 調達斡旋を必要とする理由
 - ・ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ・ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
 - ・ 連絡課及び連絡責任者
 - ・ 荷受作業員の派遣の必要の有無
 - ・ 経費負担区分
 - ・ その他参考となる事項
- ② 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め公平の維持に努める。
- ③ 避難所、その他の要所に自主防災組織等の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
- ④ 町民及び自主防災組織等の活動
- ・ 緊急物資は、家庭及び自主防災組織等の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町が支援する。
 - ・ 自主防災組織等は、町が行う緊急物資の配分に協力する。
 - ・ 自主防災組織等は、必要により炊き出しを行う。

(2) 給水活動

- ① 飲料水の確保が困難な地域に対しては給水拠点を定め、給水車等による応急給水を行う。
- ② 町長は、管内で飲料水の供給を実施できない時は、次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。
- ・ 給水を必要とする人員
 - ・ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ・ 給水する場所
 - ・ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ・ 給水車のみ借り上げの場合はその必要台数
- ③ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては衛生上の注意を広報する。
- ④ 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の給水量は、1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
- ⑤ 町民及び自主防災組織
- ・ 地震発生後3日間は蓄えた水等をもって、それぞれの飲料水を確保する。
 - ・ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
 - ・ 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合特に衛生上の注意を払う。
 - ・ 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

(3) 燃料の確保

- ① 町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等の支給または斡旋を行う。
- ② 町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等の調達ができない時は、次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。
 - ・必要なプロパンガスの量
 - ・必要な器具の種類及び個数
- ③ 町民及び自主防災組織等
 - ・地域内のプロパンガス販売業者等の協力を得て、使用可能なプロパンガス及び器具等を確保するものとする。

(4) 医療救護活動

- ① 救護所及び避難所救護センターの設置
 - ・町は、被災状況を勘案し、適時適切な場所に避難所を、また避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）を設置し運営する。
なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。
 - ・救護所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。
 - ◎避難所救護センターに設置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行う。
 - ◎必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備及び携帯用歯科診療機器の確保等を行う。
- ② 救護班の派遣要請等
町は、必要に応じて医師会・地域災害医療センターまたは県に、救護班の派遣について要請する。
- ③ 保健師等による健康管理
 - ・町は、保健師等による健康相談及び栄養相談等実施し、被災者の健康管理を行う。
また、被災者及び救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、メンタルヘルスマスクを実施する。

(5) し尿処理

- ① 町は、被災者の生活に不自由が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うこととともに、仮設便所の設置ができる限り早期に完了する。なお、仮設便所の設置にあたっては、障害者への配慮を行う。
- ② 下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について広報を行うとともに、速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、し尿については計画収集または下水道の併用が可能になるまでの間、住民に対しては、仮設便所で処理するよう指導する。
- ③ 自主防災組織等を中心に仮設便所の建設、消毒、管理を行う。

(6) 生活ごみ、がれき等の処理

- ① 生活ごみの処理
町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するように努める。
- ② がれきの処理
町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。

また、選別、保管、焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

応急活動後は、処理、処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎、分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。

(7) 防疫活動

- ① 知事の指示により必要な防疫活動を行う。
- ② 増水時による浸水地域については、被災後速やかに防疫活動を行う。
- ③ 飲料水については、消毒及び衛生指導を行う。
- ④ 防疫薬品が不足した時は、卸業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- ⑤ 伝染病が集団的に発生した時は、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
- ⑥ 地震による災害のため、町が行うべき防疫業務が実施できないときまたは実施しても不十分であると認められるときは県に代執行を要請する。
- ⑦ 町民及び自主防災組織等は飲料物の衛生に注意して、伝染病及び食中毒の発生を防止する。

(8) 死体の捜索及び処理

- ① 警察官、海上保安官、消防団の協力を得て、死体の捜索を行う。
- ② 死体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- ③ 町長は、死体の捜索、処理、埋葬については、町のみで対応できないときは、次の事項を示して、県に応援を要請する。
 - ・ 捜索、処理、埋葬別のそれぞれの対象人員
 - ・ 捜索地域
 - ・ 埋葬施設の使用可否
 - ・ 必要な輸送車両の数
 - ・ 死体処理に必要な機材、資材の品目別数量

(9) 応急住宅の確保

- ① 応急仮設住宅の設置
 - ・ 応急仮設住宅の設置を県から委託された場合は、建設業関係団体等の協力を得て建設する。
 - ・ 応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地の内から災害状況に応じて選定する。
- ② 応急仮設住宅の入居者の認定
 - ・ 町は、応急仮設住宅を大量に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を計り、被災者の入居が延滞なく、かつ、公平に行われるように努める。
この場合において、入居決定にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者の実態に応じた配慮を行う。
なお、町は、入居事務について必要に応じて県に応援を要請する。
- ③ 住宅の応急処理
 - ・ 住宅の応急処理を県から委任された場合は、建設業関係団体等の協力を得て、応急処理を行う。
また、応急処理の対応者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

- ④ 建設資材及び建設業者の調達、斡旋
- ・町長は、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に必要な建設業者が不足し、または建設資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋または調達を要請する。
 - ◎応急仮設住宅の設置の場合
 - 被害戸数（全焼、全壊、流出）
 - 設置を必要とする住宅の戸数
 - 調達を必要とする資機材品目及び数量
 - 派遣を必要とする建築業者数
 - 連絡責任者
 - その他参考となる事項
 - ◎住宅の応急修理の場合
 - 被害戸数（半焼、半壊）
 - 設置を必要とする住宅の戸数
 - 調達を必要とする資機材品目及び数量
 - 派遣を必要とする建築業者数
 - 連絡責任者
 - その他参考となる事項
 - ・町長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋または調達を要請する。
- ⑤ 住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しく支障を及ぼしている者に対し必要な救援活動を行う。なお町のみによっては対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
- ・除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
 - ・除去に必要な人員
 - ・除去に必要な期間
 - ・除去に必要な機械器具の品目別数量
 - ・除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ 建築相談窓口の設置
- 町役場等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導者及び融資制度の活用等についての相談に応じる。町長は、この事務について、町職員のみによって対応できないときは、県に対して必要な職員の応援を要請する。

1 3. 応急教育活動

小・中・高・特殊学校の児童生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に限り、応急教育を実施する。

(1) 応急教育計画の作成

公立学校の校長は、町及び県の教育委員会と緊密な連携を取り次の措置を講ずる。

- ① 被害状況の把握
 - ・児童生徒数、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
- ② 応急教育の計画
 - ・教職員を動員し、施設、設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお被害の状況により、応急仮設校舎を建設するとともに、必要があるときは町または住民等に協力を求める。
 - ・施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

- ・全児童生徒を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う措置を講ずる。
- ・児童生徒を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- ・教育活動の再開にあたっては、児童生徒の登下校時の安全確保に留意するものとする。

③ 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- ・避難所に供する施設、設備の安全を確認し、町に対し、その利用について必要な指示をする。
- ・学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
- ・避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難活動との調整について町と必要な協議を行う。

(2) 高校生の災害応急対策への協力

高等学校において登校可能な生徒を、教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業に協力させる。また、状況に応じ、地域における応急復旧または救護活動等に協力するよう指導する。

1 4. 福祉に係る対策

(1) 町の業務処理体制

非常災害の発生に際しては、膨大な種類と量の業務が発生することから、町においては、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意し、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- ① 災害発生により新たに発生する食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して、障害者、高齢者、乳幼児等に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- ② 近隣市町民生部局と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
- ③ 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他県の市町村民生部局職員の応援を要請すること。
- ④ 応急仮設住宅における保健福祉サービスの実施に代表されるように、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意し、対策を講ずること。

(2) 要配慮者に係る対策

非常災害に際しては、平常時から在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、以下の点に留意し、要配慮者対策を実施する。

- ① 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障害者、難病患者、乳幼児等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見を努める。
- ② 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとること。
 - ・避難所へ移動すること。
 - ・社会福祉施設等へ緊急入所を行うこと。
 - ・居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行うこと。

- ③ 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも災害発生後1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、災害発生後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。

(3) 社会福祉施設等に係る対策

町は、県とともに以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- ① ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請すること。
- ② 復旧までの間、水、食料等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- ③ ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保すること。
- ④ 施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設の斡旋等の支援を行う。

(4) 障害者及び高齢者に係る対策

町は、県とともに避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者及び高齢者に係る対策を実施する。

- ① 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- ② 掲示板、広報誌、防災情報提供システム、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力をもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行なうこと。
- ③ 避難所等において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備するとともに、必要な人材並びに物資の確保に努めること。
- ④ 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。
- ⑤ 補助や介護を要し、一般の避難所での生活が困難な障害者及び高齢者等を受け入れることができる施設や体制を整えた避難所を社会福祉施設等を活用して分散して設置し、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講じる。

(5) 児童に係る対策

町は、県とともに次の方法等により、被災による児童福祉施設からの避難所への避難児童及び保護者の負傷等により保護が必要な児童（以下「要保護児童」という。）の発見、把握及び援護を行う。

- ① 避難所の責任者等を通じ、または住民からの通報、その他の方法により要保護児童の実態の把握に努め、必要な措置を講じるとともに、その情報を親族等に提供すること。
- ② 要保護児童を発見した場合には、親族等による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。
また、父母のない児童については、母子寡婦福祉基金の貸付を積極的に行うなど社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

1.5. 町有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び、災害復旧対策の遂行上重要な町有施設・設備等の速やかな機能回復を図る。

(1) 災害応急対策上重要な庁舎等

役場庁舎等の防災上重要な庁舎の施設、設備を緊急点検し、防災機関としての機能に支障がないよう緊急措置を講じる。

(2) 防災行政無線

- ① 基地局、移動局の機能確保

(3) 公共施設等

- ① 港湾及び漁港施設等
- ・防潮施設
 - ・港湾施設内の埠頭用地
 - ・岸壁等
- ② 河川及び海岸保全施設
- ③ 溜池、用水路等
- ④ 道路
- ⑤ 砂防、地滑り、急傾斜地等
- ⑥ 災害応急対策上重要な庁舎等
- ⑦ 危険物保有施設
- ⑧ 水道用水供給施設

(4) コンピューター

- ① ホストコンピューター及び端末機の機能確保

1 6. 防災関係機関の講ずる災害応急対策

(1) 水道

- ① 災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講ずる。
- ② 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- ③ 配管の仮設等による応急給水に努める。

(2) 下水道

- ① 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- ② 管渠の閉塞防止の応急措置を行う。
- ③ 終末処理場、汚水処理場等の機能回復のため、必要な措置を講じる。

(3) 電力

- ① 電力供給施設に支障のない限り、供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。
- ② 電力が不足する場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給の確保に努める。
- ③ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- ④ 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

(4) ガス

- ① 安全が確認されるまで使用しないように広報する。
- ② 安全点検を実施する。
- ③ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- ④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

(5) 通信

- ① 重要な通信を確保するため次の必要な措置をとる。
- ・臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機の運用、臨時公衆電話の設置
 - ・通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等措置

- ・防災関係機関が設置する通信網との連携協力
- ② 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- ③ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

(6) 放送

- ① 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- ② 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- ③ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会混乱の防止を図る。

(7) 市中金融

- ①被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- ②災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。

(8) 鉄道等

- ①不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- ②応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- ③早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

(9) 道路

- ①道路管理者は、相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- ②道路管理者は、相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
- ③道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- ④交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

17. 自発的支援の受け入れ

(1) ボランティアに係る対策

大規模災害の発生に際しては、国内外からの善意の支援申し入れが予想されることから、その申し入れに対しては、以下の点に留意し、適切に対応するものとする。

①ボランティアの受け入れ

ア. 県・町においては、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、適正な情報の提供及びボランティアの受け入れ体制の確保に努めるものとする。

イ. ボランティアの受け入れに際しては、各ボランティアの技能が効果的に活用されるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

②海外からの支援の受け入れ

国の関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れることとする。また、支援を受け入れない場合は、速やかに関係省庁に対し、連絡するものとする。

(2) NPO・NGO・ボランティア団体等との協議

県、町は県・町社会福祉協議会、公益財団法人県民ボランティア振興基金、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮するものとする。

第4節 地震災害復旧計画

1. 被災者の生活確保

(1) 職業斡旋計画

地震により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所の出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
- ③ 職業訓練受講の指示に関する特例措置
- ④ 災害救助法が適用され、市町村から労務需要があった場合の労務者の斡旋

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- ① 証明書による失業の認定
 - ・公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後の証明により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。
- ② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
 - ・公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

(3) 被災事業主に関する措置

災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、申請に基づき必要があると認める場合は、労働保険料の納付の方法の特例措置により保険料の納付の猶予を行うものとする。

(4) 租税の徴収猶予及び減免に関する計画

町は、被災者に対する町税の納期限の延長、徴収猶予及び減免の措置に関する計画を樹立しておくものとする。

2. 失業回復等の資金確保

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

(1) 農林漁業関係の資金融通

- ① 天災融資資金
- ② 日本政策金融公庫資金
- ③ 農業近代化資金・長崎県災害対策特別資金
- ④ 漁業近代化資金・沿岸漁業等振興基金

(2) 商工業関係の資金融通

- ① 政府系金融機関の災害融資及び既借入金の償還の猶予
- ② 県制度融資による災害融資及び既借入金の償還猶予並びに利子、保証料に対する補助
- ③ 災害関係特例保証
- ④ 災害復旧高度化融資
- ⑤ 設備近代化資金の償還期限の延長

(3) 福祉関係の資金融通

生活福祉資金

- ① 更生資金
- ② 身体障害者更生資金
- ③ 生活資金
- ④ 就学資金
- ⑤ 住宅資金
- ⑥ 療養資金
- ⑦ 災害援助資金

(4) 住宅関係の資金融通

- ① 災害復旧住宅資金
- ② 災害特別貸付

3. 義援金の配分

一般県民、町民及他都道府県から寄託された義援金を、迅速、確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等について、県、町、日本赤十字社長崎県支部、町社会福祉協議会を通じて総合的な計画を樹立する。

(1) 義援金の受付

- ① 町に寄託された義援金及び町長あての見舞金は、町民課において受け付ける。
- ② 日赤に寄託された義援金品は、町社会福祉協議会で受け付ける。ただし、被災の状況により前記の場所で受付が困難な場合は、他の場所で受け付けることがある。

(2) 義援金の配分及び輸送

- ・町は、県又は日赤から送付された義援金を関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

(3) 義援金の保管場所

- ・義援金を配分するまでの一時保管場所として役場庁舎の会議室等を使用する。

(4) 義援物資の受け入れ

県又は町は、関係機関の協力を得ながら、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の受給状況を勘案し、リストを逐次改定するように努めるものとする。